

株式会社東京エネシス 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社東京エネシスと称する。
英文では TOKYO ENERGY & SYSTEMS INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 発電電・送配電設備および一般電気工作物の設計ならびに施工
2. 情報通信設備の設計ならびに施工
3. 化学機械・水処理設備その他設備の設計ならびに施工
4. 土木建築工事の設計ならびに施工
5. 前各号に関連する設備の運転および保守管理
6. 機械器具、材料および燃料の製造、販売および賃貸
7. 電気供給事業
8. 倉庫業
9. 労働者派遣事業
10. 不動産の売買および賃貸ならびに管理
11. 他事業に対する投資または会社設立の発起人となること
12. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 72,589,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときこれを招集する。

(開催場所)

第 1 4 条 当会社は東京都において株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 5 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(招集権者および議長)

第 1 6 条 取締役社長は取締役会の決議にもとづき株主総会を招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。

(電子提供措置等)

第 1 7 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 1 8 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 9 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社へ提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 12 名以内とする。当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選 任)

第 21 条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、なお取締役会長 1 名、取締役副社長および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役社長は取締役会を招集しその議長となる。

取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。

(業務執行取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって当会社の業務執行を担当する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会の招集は会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第28条 当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項については法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第 3 2 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集)

第 3 3 条 監査等委員会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査等委員に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 3 4 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 3 5 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 6 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 3 1 日とする。

前項のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 3 7 条 当社は取締役会の決議によって毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 8 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、第 7 4 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第 7 4 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 8 条の定めるところによる。

2023年6月29日改正